

令和3年度裾野市農業委員会3月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木) 午後1時30分から午後1時50分
 2. 開催場所 裾野市役所402会議室
 3. 出席委員

| 農業委員 | | | | 農地利用最適化推進員 | | | |
|------|-------|--------|-------|------------|-------|----|-------|
| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 |
| 1 | 杉山 守正 | 7 | 鈴木 知華 | 東 | 飯塚 邦彦 | 富岡 | 勝又 一郎 |
| 2 | 志村 重利 | 8 | 渡邊 博美 | 東 | 市野 哲也 | 富岡 | 眞田 孝三 |
| 3 | 庄司 健一 | 9 | 大庭 清宏 | | | 富岡 | 杉本 義明 |
| 4 | 勝又 和一 | 10 | 渡邊 光枝 | 深良 | 勝又 俊博 | 須山 | 中村 偉文 |
| 5 | 柏木 一男 | 11 | 杉山 克己 | 深良 | 宮崎 慎一 | | |
| 6 | 杉山 邦利 | 12(会長) | 岡田 廣正 | | | | |

4. 欠席委員

| | | | | | | | |
|---|-------|--|--|--|--|--|--|
| 西 | 大庭 義文 | | | | | | |
|---|-------|--|--|--|--|--|--|

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

| | | | |
|---|-------|----|-------|
| 6 | 杉山 邦利 | 10 | 渡邊 光枝 |
|---|-------|----|-------|

第3 議事

- (1) 報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第32号 非農地証明願の裁定について
- (4) 議第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

「今から令和3年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。」

(異議なし)

議長

「それでは、6番 杉山邦利委員、10番 渡邊光枝委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1、2 事務局から議案書の説明をお願いします。」

事務局

「はい。報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1、2

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第19号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について、番号1～5 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1～5

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第20号 番号1～5について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議第32号 非農地証明願の裁定について 番号1～6は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第32号 非農地証明願の裁定について 番号1～6

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 　続きまして、地区担当委員 10番 渡邊光枝委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、桃園公民館の約520メートル西に位置します。

願出地の現況は、原野及び山林となっています。面積は合計7,508㎡です。

願出人①は昭和45年に、願出人②は令和2年に、願出人③は令和元年に、願出人④は昭和43年に、願出人⑤は昭和33年に、それぞれ願出地を取得しました。現況が山林の願出地については、昭和47年ごろに植林がされていました。植林されてから50年以上経過しており、現況からみて、農地への復元は困難であると認められます。

現況が原野の願出地については、平成13年ごろから耕作されない状態が続き、原野化しました。現況からみて、農地への復元は困難であると認められます。

願出地の周辺は、願出地と一体の山林であり、周辺農地への影響はないと思えますので、ご審議をお願いします。

議長 　ただ今の議第32号 番号1～6について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第32号 番号1～6について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 　それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1 こちらの案件については、大庭清宏委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、大庭 清宏委員は、議案審議の間、一時退席願います。

（大庭清宏委員 退席）

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長

続きまして、地区担当委員 2番 志村重利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、赤子神社から北へ約90メートルに位置します。

利用権設定地は、深良地区のほ場整備区域内の農地で、県から一時利用指定を受けている土地です。従前地は2筆ですが、ほ場整備事業により948㎡の1区画となります。

貸人は、平成元年に相続し、農地を取得しています。

これまでは、貸人の母親が農地を管理してきましたが、令和3年にお亡くなりになり、貸人は独り暮らしで仕事もしているため、農地の管理が困難な状態となっていました。

借人は、利用権設定地の周辺農地を借り受け、水稻を作付けしていることから、近接する貸人の水稻を手伝っていましたが、貸人が農業を継続することが困難であるため、両者が合意し農地中間管理事業を活用して、利用権設定をするものです。

借人は、認定農業者であり、経営面積は約6,000㎡で、農地は概ね効率的に管理されています。また、経験・技術についても問題ありません。

貸付期間は10年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第33号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第33号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和3年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

令和4年3月10日（会議録署名人）

6番署名人 杉山 邦利

10番署名人 渡邊 光板